

始まります！ 申告相談

平成25年分の所得税と平成26年度分の市民税・県民税の申告相談が2月6日(木)から始まり、それぞれの地区指定日(Ⅲ、Ⅳページ記載)に正しく申告できるよう、このページを広報紙から抜いて保管し、記載事項をよく読んで準備をしてください。

申告期間

2/6 木曜日
3/17 月曜日

住民税・所得税の主な改正

東日本大震災からの復興財源確保や地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用を確保するため臨時的な税制上の措置がとられます。

- ①住民税に関して
適用期間 平成26年度～35年度までの10年間
※住民税の均等割の税率を県民税、市民税それぞれ年額5000円が加算されます。
- 《改正前》 4、8000円
内訳 県民税1、8000円、市民税3、000円
- 《改正後》 5、8000円
内訳 県民税2、3000円、市民税3、5000円
- ②所得税に関して
適用期間 平成25年～49年までの25年間
※所得税額の2・1%が復

所得税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、にかほ市に住所がある方、または住んでいる方で次に該当する場合は所得税の申告が必要です。

- ①給与所得者(パート・アルバイトを含む)で年末調整を済ませていない方
- ②給与所得者で給与以外に20万円を超える所得がある方
- ③2力以上から給与の支払いを受けている方で主たる給与以外に20万円を超える給与収入がある方
- ④給与収入が2、000万円を超えた方
- ⑤給与の性質を有する支払を受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方

住民税の申告が必要な方

- ⑥公的年金収入が400万円を超えた方
- ⑦事業(自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託)をしている方
- ⑧不動産収入(家賃、小作料、地代等)があった方
- ⑨土地や建物を売り、譲渡所得があった方
- ※ 高速道路や国道・県道・市道等の用地として土地や建物を譲渡した場合、その所得には所得税がかからないことがあります
- ※ 住民税の申告は必要です。

住民税の申告が必要な方(①～⑨以外の方)

- ⑩給与所得者で給与以外に収入のある方
- ⑪公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外に収入がある方
- ⑫所得の有無にかかわらず次の方

相談に必要なもの

- 《共通事項》
- 申告書用紙(税務署から確定申告書を送付された方)
- ※記載不要
- 印かん
(シヤチハタ等は不可)
- 通帳印(所得税の納付を新たに口座振替で希望する方)
- 預貯金通帳の口座番号
(本人名義)

《所得の申告》 給与や公的年金の収入がある方

- 源泉徴収票
- 源泉徴収票が交付されていない方は、その受給額のわかるもの(又は支払者に源泉徴収票の交付を請求してください)
- ※本荘年金事務所(☎24・1111)に源泉徴収票の再発行を希望する方は、基礎年金番号・年金証書等を用意してください。
- 請求者が本人以外の場合、他に委任状・その方の免許証等も必要です。

◆事業収入のある方

- 収支内訳書
- 収支を確認できる帳簿類、領収書控、請求書控、事業用預貯金通帳、請負契約書等

農家の方は…

- 秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成すると共に、申告相談時にもお持ちください。
- 農作業を委託(小作)している場合は領収書等
- 農業者戸別所得補償交付金等決定通知書
- 平成25年農林産物販売金額内訳書
- 平成25年分農業所得の申告に係る各種証明書
- 肉用牛の売却証明書

【JAより発行】

※肉用牛の売却所得の免税の適用を受けるには、その人が農業も営んでいなければなりません。

◆その他

- 生命保険一時金(満期返戻金、死亡保険金等)、個人年金の支払調書等(払込み保険料がわかるもの)
- 土地や建物等の譲渡にかかる売買契約書、譲渡費用のわかるもの、譲渡所得に対して特別控除があることがわかる証明書等

《所得控除の申告》

- 国民年金保険料の支払証明書
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続社会保険料等の領収書又はその支払がわかるもの(口座振替されている通帳等)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
- 寄附金の受領書(寄附金の団体によっては、その団体が適格である旨を証する書類が必要です)

所得税の申告が出来る方

- ⑬年末調整済の給与以外に源泉された所得がある方
- ⑭所得控除(医療費控除等)税額控除(住宅借入金等特別控除等)の申告により還付を受ける方
- ※あくまでも一般的なケースを想定しております。
- ※不明な点がありましたら税務課(☎43・7505)までお問い合わせ願います。



申告相談時の注意点

- ◆確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付された方は「そのまま」お持ちください。
- ◆事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。収支をまとめていない場合は申告を受け付けないこともあります。
- ◆会社を中途退職し、勤務期間中に給与から所得税が源泉徴収されていた方の場合、申告することで還付金を受け取れることがあります。
- ◆申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、所得証明書等が発行できませんので、忘れずに期限内に申告してください。
- ◆扶養親族の給与又は年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

◆医療費控除を受ける方

- 医療費の領収書と健康保険組合等からの給付金や生命保険会社からの入院・通院給付金等を確認できるもの
- 医療施設まで実際にバスや電車等の公共交通機関を使用した場合の計算書(交通費も医療費控除の対象になりますので、計算書を作成し申告時にお持ちください)
- 合計金額を記載した計算書(日付、医療機関、薬局毎に集計)
- ※インフルエンザの予防接種など、“治療”でないものは控除の対象になりません。
- ※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象となります。
- ※特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導及び治療の対価は医療費控除の対象となります。

申告等に関する

問い合わせ先は…

税務課市民国保税班

☎43・7505(直通)

仁賀保市民SC

☎32・3030(直通)

金浦市民SC

☎38・4300(直通)

本荘税務署☎22・2335

(自動音声で)案内します